

会員規程

一般社団法人日本遠隔運動療法協会

会員規程

第1条（本規程の目的）

この規程は、一般社団法人日本遠隔運動療法協会（以下「当法人」という。）の目的に賛同する個人または団体の会員に関する規則を定める。

第2条（入会の手続き）

当法人の会員になろうとする者は、当法人の定款および理事会が定める規程に同意したうえで、本規程に定める書式にて入会申込書を作成し、代表理事に申し込むものとする。

第3条（入会の許可）

第2条による入会の申し込みを受けた代表理事は、入会を希望する者が定める資格を満たすと認めるときは、すみやかにその入会を認めなければならない。

- 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第4条（会員種別と会費）

会員となる者は、入会時から年度会費を納入しなければならない。

会員種別は以下の通りとする。

会員種別	会費	対象条件
個人会員 A	無料	当法人に対しシステム開発、マニュアル・ガイドライン作成、マーケティング、助成金申請などに協力する個人（医療職・研究者・学識経験者など）
個人会員 B	年会費 1 万円	主に当法人から情報を得たい個人 本協会から会報を取得したり講演会等を聴講したい個人
法人会員 A	年会費 1 口 10 万円 3 口以上	当法人の事業自体に参画、ハードウェアならびソフトウェアの共同開発や販売をする企業や団体
法人会員 B	年会費 1 口 10 万円	主に当法人から情報を得たい企業・団体など 当法人の知財を有償で利用することができる 自社製品に対し JARET 認定を申請できる
施設会員	無料	当法人のシステム開発、臨床治験、実証実験やシステム改良に協力する医療機関や組織

第5条（退 会）

会員は、当該年度の会費を納入した上で、本規定において別に定める退会届を退会の 30 日前までに提出することにより、退会することができる。

- 会員が死亡したときは、当法人から退会したものとみなす。この場合は、前項の退

会届出書の提出は不要とする。

第6条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、代表理事は理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款および理事会が定める規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第7条（会員たる資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、認められたとき
- (2) 会員が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年度以上会費を滞納したとき

第8条（会費等の不返還）

退会または除名により会員たる資格を喪失したものは、当法人に対して既に支払った会費等の払い戻しを請求できない。

第11条（会員資格喪失後の権利）

退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき当法人より付与または許諾された一切の権利を喪失する。

附 則

第1条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

第2条（施 行）

この規程は、令和3年8月1日から施行する。